

予防と代替原則にもとづく有害物質規制

EUの新化学物質規制政策 REACH を実現しよう

井上 啓

「予防原則」に基づく安全確認と、より安全なものへの代替を優先する「代替原則」などを基本理念とした、新たな化学物質規制の政策「REACH」が欧州連合（EU）で提案され、その制定をめぐる激しい議論が行われています。

昨年 11 月、有害化学物質削減ネットワーク、化学物質問題市民研究会、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、WWF ジャパン、グリーンピース・ジャパン、全国労働安全衛生センター連絡会議などが呼びかけて東京で開催された、国際市民セミナー「化学物質汚染のない世界をめざして」でこの REACH についての議論が行われ、主催者団体 6 団体の呼びかけで「化学物質汚染のない地球を求める東京宣言」が採択され、以来、「東京宣言」への賛同署名活動が行われてきました。その結果、賛同署名は 21500 名、賛同団体は 130 となり、近々、政府に提出することになっています。古紙ネットも団体として賛同しました。

この「化学物質汚染のない地球をめざす東京宣言推進実行委員会」が、9 月 17 日（土）、13 時から全水道会館（東京・水道橋）で、「どうなる EU の新化学物質政策 - REACH をめぐる議論と展望 - 」と題して、2005 年国際市民セミナーを開催しました。同セミナーは、昨年の REACH 国際市民セミナーに引き続くもので、欧州議会で REACH 策定に関与したインガー・シェーリングさん（前欧州議会議員 / スウェーデン）と、国際的に化学物質問題に取り組んでいるパウル・ロザンダーさん（ChemSec 代表 / スウェーデン）が、REACH とは何か、現在何が議論されているのか、そしてその展望は - などについて最新の情報を交えて報告し、160 名の参加者と熱心な討論を行いました。

そこで、「REACH」とはなにか、今何が議論されているのかなどについて、「東京宣言推進実行委員会」が出した 8 月 22 日のプレスリリースが簡潔にまとめているので、紹介します。古紙問題とはジャンルの違う課題ではありますが、最新の環境化学物質問題についてどう対処すべきか考えることも、環境問題に携わる私たちにとって有意義と思います

REACH とは

REACH とは、有害な化学物質から人間の健康と環境を守るために、欧州委

員会が 2001 年に出した「将来の化学物質政策のための戦略に関する白書」に基づいて、欧州委員会が 2003 年 10 月に発表した EU の新しい化学物質規

制案で、化学物質の登録、評価、認可 - REACH (Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals) のことである。

同案は 2003 年 5 月から 7 月の約 2 ヶ月間、国際的なインターネット・コンサルテーションにかけられた後、同年 10 月 29 日に欧州委員会から最終案として発表され、現在、制定に向けて欧州連合 (EU) の議会及び理事会で審議されており、2006 年後半又は 2007 年前半に立法化されると言われている。

REACH の主な内容

提案された主な内容は、市場に出る化学物質の安全性を確認することを目的として、

ヨーロッパ域内の製造者 / 輸入者は新設予定の欧州化学品機構に、年間製造・輸入量が 1 トン以上の化学物質について安全性等の情報を登録する。登録義務の対象物質は約 3 万物質と言われている。

EU 当局は登録された内容や試験計画を評価し、必要に応じて追加情報の提供を要求することができる。

発がん性、変異原性、生殖毒性、難分解性、生体蓄積性、有毒性などの有害物質は認可の対象となる。

容認できないリスクを及ぼす物質については、その製造、販売、又は特定の使用に関して、EU レベルで制限することができる—などである。

REACH の基本理念

REACH の根底には、有害な化学物質から人間の健康と環境を守るために次のような「基本理念」を定めている。

既存・新規に関わりなく市場にある化学物質の安全性を確認する。

安全性の立証責任を行政から産業側への移行する。

人間の健康あるいは環境に危害を与える恐れがある場合には原因と結果の関連が科学的に完全には証明されていなくても予防的措置をとる、とする「予防原則」をとる。

有害な物質やプロセスの代替を探し、より害の少ないものを使用する、とする「代替原則」をとる。

決定のプロセス、化学物質データを市民に公開する「情報公開原則」、

2020 年までに化学物質の全ての有害な影響を最小にするとする「一世代目標」

化学物質による健康影響や

環境汚染の低減が期待される

REACH は化学物質に関する EU の既存の多くの指令を統合した総合的な化学物質規制として導入されるので、EU 全体で効果的に機能し、化学物質による健康影響や環境汚染の低減が期待される。

また REACH は、EU に輸入される化学物質に対しても適用されるので、EU に化学物質製品を輸出する全世界の製造者が REACH により求められる

安全情報を提出することになり、これにより EU のみならず全世界の市場に安全性が確認された製品が出るのが期待される。

REACH は世界の化学物質政策に影響を与える

REACH の高い基本理念が各国の化学物質政策に影響を与えることが期待される。REACH に強く反対しているブッシュ政権のアメリカでも、最近、米会計検査院 (GAO) から EPA の化学物質のリスク評価と規制能力を改善するための勧告が出され、これに基づき 7 月に、民主党のジョン・ケリーやヒラリー・クリントン、エドワード・ケネディら有力議員らにより REACH に見られる理念を織り込んだ有害物質規制法 (TSCA) の改正提案 (別名: 子ども安全化学物質法) がなされた。日本ではこのような動きは見られない。

アメリカ政府及び産業界の反応

ブッシュ政権やアメリカ化学協議会 (ACC) は REACH がアメリカの化学物質政策や産業界へ影響を与えることを恐れている。そこで欧州委員会による REACH 策定時に、欧州化学工業連盟 (CEFIC) などと連携して、REACH は広範な失業を引き起こし、アメリカ経済に打撃を与え、ヨーロッパは製造業を発展途上国に奪われて産業界の空白化を招くと大々的なロビーイング・キャンペーンを展開した。

日本政府及び日本産業界の反応

日本政府は 2003 年のインターネット・コンサルテーションにおいて、企業によるイノベーションや経済活動を阻害し、国際貿易・投資の障害にならぬよう全体の適切なバランスに配慮すべきという、産業界保護の観点からのみなるコメントを経済産業省が提出した。また、アジア太平洋経済協力機構 (APEC) の一員としても同様なコメントを出した。さらに 2004 年 6 月には WTO 宛に同様のコメントを出した。

REACH は人間の健康と環境を守る規制案であるにもかかわらず、環境省からの公式発言はない。

日本の産業界も日本化学工業協会を含む 10 以上の団体を動員して、産業界に及ぼす影響についての懸念を表す同様なコメントをそれぞれ提出した。しかし、本年 7 月に開催された、(社)日本化学物質安全・情報センター (JETOC) 主催の「REACH」セミナーには多くの日本企業の担当者が参加しており、日本企業も REACH への対応準備に動き出しているように見える。

現在、EU で何が議論されているのか

(1) 産業界との議論

EU の産業界は、REACH はコストがかかり EU 化学産業の競争力と革新を阻害すると主張している。

しかし、REACH のビジネスへの影響については欧州委員会が 2003 年の

REACH 最終提案時に予想コストと利益に関する影響評価を発表した。予想コストは既存化学物質の登録期間である11年間で28～52億ユーロ(約3,700～6,800億円)であり、EUの域内総生産(GDP)への総合的影響は限定されたものであるとし、一方、環境と人間の健康に対する予想利益の概算は30年間で500億ユーロ(約6兆5千億円)としている。

また、新規物質の登録手続きが容易となり、既存/新規物質は同等に扱われることで、より安全な代替物質を開発する動機付けとなり、EU化学産業に革新をもたらすとしている。

これに対し、欧州産業界は、国際的なコンサルティング会社KPMGに影響調査委託し、その結果が2005年4月に欧州委員会のワーキング・グループで検討されたが、中小企業が若干の影響を受けるが、それ以外は欧州産業界が影響を受けるという証拠はほとんどないとしている。

EUの産業界はまた、REACHは手続きが複雑で実行可能性に問題があるとしているが、産業界、加盟国、及び欧州委員会からなるSPORT((Strategic Partnership on REACH Testing)プロジェクトが2005年7月に、REACH規制案の実行可能性を検証した報告書を提出した。それによれば、現状のREACHの条文は調整と明確化が必要であるが、REACHは実行可能であることを示した。また、同報告書はREACH実施のためのガイダンスとツールが必要であると強調したが、ガイ

ダンス及びITツールの開発作業は欧州委員会のREACH実施プロジェクト(RIPs)が行っている。

(2) 欧州議会での議論

欧州議会では10の異なる委員会が修正項目を検討中である。環境委員会からだけでも1,000以上の修正項目が出されており、主要なものとして

1物質1登録(OSOR)、低生産量物質(約20,000種)の登録方法、免除の範囲、優先順位の設定、欧州化学品機構の役割強化-などがあるが、REACHの内容を大幅に変更するものではないと言われている。

REACHの早期 立法化が期待される

2001年にEUの白書が出されて以来、様々な議論が提起され、また産業界からの強い圧力を受けてREACHの立法化は遅れているが、本年7月19日のEU環境委員スタブロス・ディマスのスピーチによれば、現在、欧州議会内の各委員会でREACH修正案が討議されており、本年中の議会及び理事会での承認を目指しているとのことなので、2006年後半又は2007年前半に立法化されることが期待される。

欧州委員会は、REACHは「人の健康と環境の保護」及び「EU産業の持続可能な発展」とを両立させるものであるとしている。しかし、有害な化学物質から人間の健康と環境を守るためのREACHが、EU化学産業の競争力

を守るという名目の下にこれ以上後退し遅れることなく、早急に立法化されることを EU だけでなく世界の多くの市民、消費者、労働者、環境団体、消費者団体、そして労働組合は願っている。

「化学物質汚染のない地球を 求める東京宣言」要望事項

<汚染のない地球への道> 化学物質は国境を自由に行き来するものであり、化学物質汚染のない地球を実現するためには、一部の地域だけでなく世界全体が足並みをそろえ化学物質管理の改革に取り組むことが不可欠です。ことに世界の化学物質生産の 70%を占める欧州、米国、日本が率先することが重要です。

よって私たち日本の市民は、EU 及び日本政府に対し以下のことを要望します。

1. 欧州連合

EU の REACH に対する取り組みを化学物質汚染のない地球への大きな第一歩として高く評価するとともに、人の健康と環境の安全を高いレベルで確保するという当初の目標が後退することなく成立されることを強く願う。

2. 日本政府

REACH に反対する日本政府および一部の産業界は、短期的な利害のために人の健康や生態系の安全を犠牲にするような干渉を即刻中止すべきである。また、わが国においても次のような観点を考慮に

入れ、市民参加のもとで化学物質制度の包括的な見直しに早急に取り組むことを求める。

予防原則を中心にすえ、より安全な物質等への代替を促進させる

安全性の不確かな化学物質を使い続けることをやめる

安全性の立証責任を行政から事業者へと転換し、汚染者負担の原則など製造者責任を強化する

製品中の化学物質情報の開示など、市民の知る権利を保障する

規制等の政策決定への市民参加を制度化する

以上

REACH についてもっと詳しく知りたい方は化学物質問題市民研究会のホームページに関連情報があります。

http://www.ne.jp/asahi/kagaku/pico/eu/eu_master.html